

信託受益権販売業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(平成十九年内閣府・法務省令第五号)第二条第一項の規定により次のように公告します。

- 一、供託者の商号 株式会社
二、所在地 東京都千代田区平河町二丁目四番八号
三、代表者の氏名
四、取戻しをしようとする営業保証金の額

金一〇、〇〇〇、〇〇〇円
五、右の者(登録番号関東財務局長(売信)第三七五号)の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二百三十四項の権利を有していた者は、平成二十年四月十八日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(別紙様式第一号)による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

六、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除外されます。
令和 年十月十八日
東京都千代田区平河町二丁目四番八号
株式会社
代表取締役

信託受益権販売業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(平成十九年内閣府・法務省令第五号)第二条第一項の規定により次のように公告します。

- 一、供託者の商号 株式会社
二、所在地 大阪市中央区備後町二丁目一番八号
三、代表者の氏名
四、取戻しをしようとする営業保証金の額

金一〇、〇〇〇、〇〇〇円
五、右の者(登録番号近畿財務局長(売信)第七十四号)の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二百三十四項の権利を有していた者は、平成二十年四月十九日までに投資顧問業者

営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(別紙様式第一号)による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出して下さい。

六、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除外されます。
令和 年十月十八日
大阪市中央区備後町二丁目一番八号
株式会社
代表取締役

信託受益権販売業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(平成十九年内閣府・法務省令第五号)第二条第一項の規定により次のように公告します。

- 一、供託者の商号 株式会社
二、所在地 大阪市北区西天満二丁目六番八号堂島ビルディング八一〇号室
三、代表者の氏名
四、取戻しをしようとする営業保証金の額

金一〇、〇〇〇、〇〇〇円
五、右の者(登録番号近畿財務局長(売信)第一〇九号)の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二百三十四項の権利を有していた者は、平成二十年四月二十一日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(別紙様式第一号)による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出して下さい。

六、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除外されます。
令和 年十月十八日
大阪市北区西天満二丁目六番八号堂島ビルディング八一〇号室
株式会社
代表取締役

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(平成十九年内閣府・法務省令第五号)第二条第一項の規定により次のように公告します。

- 一、供託者の商号 株式会社
二、所在地 本店 東京都千代田区丸の内三丁目三番一号
三、代表者の氏名
四、営業所名 本店 東京都千代田区丸の内三丁目三番一号、投資顧問事業部 東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号
五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金七、五〇〇、〇〇〇円
六、右の者(登録番号関東財務局長第一六九九号)の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十年四月十八日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(別紙様式第一号)による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除外されます。
令和 年十月十八日
東京都千代田区丸の内三丁目三番一号
株式会社
代表取締役

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(平成十九年内閣府・法務省令第五号)第二条第一項の規定により次のように公告します。

- 一、供託者の商号 株式会社
二、所在地 東京都港区六本木六丁目一〇番一号
三、代表者の氏名
四、営業所名 本店
五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金二五、〇〇〇、〇〇〇円
六、右の者(登録番号関東財務局長第八二二号、認可番号金融再生委員会第二九号)の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十年四月十八日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(別紙様式第一号)による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除外されます。
令和 年十月十八日
東京都千代田区飯田橋四丁目五番一〇番一〇号パール飯田橋ビル五階
株式会社
代表取締役

利を有していた者は、平成二十年四月十九日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(別紙様式第一号)による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除外されます。
令和 年十月十八日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号
株式会社
代表取締役

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(平成十九年内閣府・法務省令第五号)第二条第一項の規定により次のように公告します。

- 一、供託者の商号 株式会社
二、所在地 東京都千代田区飯田橋四丁目五番一〇番一〇号パール飯田橋ビル五階
三、代表者の氏名
四、営業所名 本店
五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金五、〇〇〇、〇〇〇円
六、右の者(登録番号関東財務局長第一三五六号)の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十年四月十八日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(別紙様式第一号)による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除外されます。
令和 年十月十八日
東京都千代田区飯田橋四丁目五番一〇番一〇号パール飯田橋ビル五階
株式会社
代表取締役